

令和7年度 第9回行政会議 会議録

日 時	令和7年 10 月 24 日(金) 午後2時 00 分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和7年度第9回行政会議名簿」のとおり

—	瀬野市長
内 容	<p>現在実施中の少額随意契約に係る調査において、新たに確認を要する事案が見つかったため、昨日、決算特別委員会の審査に先立ち、正・副議長と各会派の議員に説明に伺った。これを受け、決算特別委員会から新たな資料の提出が求められ、その資料の提出を待ってから決算審査を再開するというような意向が示された。</p> <p>本日は、この一連のやり取り等について、一度集まって情報共有すべきとの意見があったことを踏まえ、急遽臨時の行政会議を開催した。</p> <p>詳しくは、担当から説明をお願いします。</p>

—	林企画財政部長、西岡総務部長
内 容	<p><決算委員会の状況等について></p> <p>10月23日の決算特別委員会に関して、状況、委員会からの要求資料及び今後の委員会の審議日程の3点を説明させていただく。</p> <p>① 状況について</p> <p>少額随意契約に関する調査について10月21日に総務部から通知されたが、その翌日の22日の就業時間後、教育委員会事務局から、調査内容に関して新たに確認を要する事案が認められたとの連絡があった。これを受け、23日午前中に、市長と教育長が正・副議長と各会派の議員への報告及び説明に数時間要したことから、決算特別委員会が遅れることとなった。</p> <p>② 要求資料について</p> <p>23日の決算特別委員会において、冒頭、市長から新たに確認を要する事案に関する発言があり、これを受けて委員会から、しっかり審査を進めるため、令和6年度における少額随意契約に関する書類一式の提出が求められた。当該書類の内容等は、後程総務部より説明する。</p> <p>③ 今後の委員会審議日程について</p> <p>理事者からの提出書類をもって、改めて調整するとされたことから、現時点では、審議再開の時期は未定。</p> <p><庁内で実施中の調査について></p> <p>少額随意契約について、議会から調査書類の提出を求められており、協力をお願いしたい。議会が求めている書類の要点は、見積書等の関係書類がそろっ</p>

	<p>ているか、履行確認がきちんと行われているかの2点。</p> <p>また、既に通知済だが、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第1号による随意契約、いわゆる少額随意契約が他の各号の適用より優先するということが当該通知の中では分かりづらいとの意見があったため、この点は、契約課と相談して至急考えたい。</p> <p>また、紙の支出命令書の抽出方法についても、改めて通知予定。既に他の調査に係る通知を発出しているが、今回の調査を優先してやっていただきたい。</p>
<p>質 疑 等</p>	<p>(上甲危機管理監)</p> <p>その新たな事案というのは、どういったことか具体的に教えてほしい。</p> <p>(平田こども部長)</p> <p>本日の内容は非常に重要な案件であり、要点筆記ではなく、全文筆記で記録をしっかりと残すべきと考える。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>教育総務課において、令和7年度に、実際には修繕工事が未実施であったにも関わらず、支払がなされていたという事案が複数件あることが判明した。事実関係の確認を速やかに行う必要があるものの、通常では考えづらい事象であったため、まずは速報という形で、市長と教育長に議会へ報告に行っていた。</p> <p>(助川議会事務局長)</p> <p>通常、少額随契の決裁は課長専決だが、担当課長はその事実を認識しているのか。当然、聞き取りはしていると思うが。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>課長が専決し、支払していることは事実なので、当該事実の認識は持っている。</p> <p>(高橋教育部長)</p> <p>未実施であるにもかかわらず、支払をしたという事実が、調査で複数件あることが判明した。支出命令は課長代理専決だが、当然、支出負担行為は課長が専決済。工事完了の検査書類等も全て整っているが、施工後の写真がない状況。</p> <p>要は、書類上は特段不備がなく、担当課長も問題ないと判断して、通常どおり決裁を行ったもの。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>単独の工事が複数件あったのではなく、本来1件で発注すべき工事を分割して発注したのか。</p> <p>(高橋教育部長)</p> <p>意図的な分割かどうかは、現時点では定かではない。事実としては、複数件あるということのみ。</p>

(上甲危機管理監)

支払先は同じ業者か。具体的にどこの工事なのか。

(高橋教育部長)

相手方は同一の業者。施工場所は、さつき学園。

(助川議会事務局長)

工事完了したのものとして決裁したということは、完了したという説明を課長は課員から受けたということ。つまり、工事完了の報告を、その担当者も業者から受けていたということであれば、決裁に関するラインの全ての職員が工事完了の認識を持っていたということになる。

(上甲危機管理監)

支払っているということは、会計室も問題ないとの認識か。

(中東会計室課長代理)

支払事務処理上、検査関係書類、完了届等の全ての書類がきちりと添付されていないと支払ができないため、今回の事案は特段問題なかったとの認識。

(平田こども部長)

さつき学園で、今後子どもが増えるから、教室を間仕切りか何かしなければならないという予算をとっていた記憶があるが、当該工事と関係あるのか。

(高橋教育部長)

約1,960万円の予算は既に議決済。ただ、当該工事自体は手付かずの状況。

(助川議会事務局長)

早急に対応する事案なのではないか。1,000万円規模の事業で、仮に担当者が分割発注して決裁を上げてきたら、普通は上司が止めるはず。まだ聞き取りできていない状況なのであれば、誰が、どの時点で、どのような判断を行って今回の件に至ったのかを、早急に担当者等に事情等を聞き取るべき。

正・副議長の報告の場で聞いたが、その担当者は現在休んでいるとのこと、休んでいるのであれば、他の人に今の認識を聞いて、しかるべき対応をとるべきではないのか。本来聞くべき大事なことを聞いておらず、休んでる人に全部責任を押し付けるというか、全ての罪を着せるようなイメージを抱く。

(平田こども部長)

今の話で、大体誰のことを指しているのか察しはつくが、担当主任はどう話しているのか。聞き取りを行った担当者と、聞き取り内容を教えていただきたい。

(高橋教育部長)

先ほど私が申し上げた内容については、私が聞き取りをしたもの。それとは別に、担当主任へは、現在次長に聞き取りさせている状況であり、その内容は現時点では把握できていない。

(平田こども部長)

1対1の個別で聞き取りを行うのか。即座に課で共有できていない時点で、組織的に問題あるのではないか。

(尾崎水道局長)

全庁的な調査で資料を集めた後は、どのような形で議会に持っていくのか。チェック方法やその体制、判断基準が不透明であり、多くの職員が疑問に感じている。何のために全庁的に職員が汗をかかなければならないのか。

今回新たに判明した、工事未実施なのに支払っているなんて事案は今まで一度も聞いたことがない。通常業務を止めてまで、全ての関係資料を整理・提出することで、一体何の役に立つのか甚だ疑問。

(林企画財政部長)

議会からの資料要求の要旨は2点。1点目は、適切な見積書を徴しているのかという観点。2点目は、工事や修繕が適切に完了し、検収をした上で支払をしているのかという観点。この2つの観点で調査すると聞いている。

(小濱水道事業管理者)

時間を費やしたとしても、やるべきことはやらなければならないし、整理すべき事項は整理しなければならない。ただし、もし不備があった場合に、全庁的に同じことを、もう1回やらなければならない事象は避けるべき。

要は、今求められているもの、内容が確定できているのかということ。

(林企画財政部長)

項目を1つずつ確認し、書類を選んでいる。

(小濱水道事業管理者)

作業の二度手間はないということで間違いはないか。

なぜ、あえて聞いているかということ、実際の決算委員会でのやりとりは誰も知らない。どんなやりとりがあって、最終決着がどうなったのか、その経過も全く不明な状況で、突然に資料作成の依頼がきても、職員は不安に感じるだけ。作業量も相当の量があり、本当にそれに対応できるのか。やはり、委員会に入っていたメンバーが、責任を持って全ての職員に説明しないと理解が得られないのではないか。

(増田健康福祉部長)

調査内容については、少額随契に該当するのか否か等について、通知だけでは中々判断できないとの声が部内でも多くあがっている。

通知の解釈によって、全てが調査対象になるのであれば、健康福祉部の一部の課だけで300件を超えるような事務もある。これでは業務が回らない。現実の契約内容等も見ても判断してほしい。

また、何か疑義があった場合に問い合わせる担当部署の提示もない。該当する契約の全てを各担当課に委ねられている状況で、後々疑義が生じた際に各課の責任にされるのは避けていただきたい。

(平田こども部長)

支払ったお金はどこに行って、どうなったのか。その点に関して、今後の市としての対応方針はどのように考えているのか。

(西岡総務部長)

警察には先日情報提供した。[REDACTED]

(上甲危機管理監)

当該事案に関して、報道提供等は考えているのか。

(林企画財政部長)

まずは調査を行い、事実関係が明らかになってきた段階で検討したいと考えている。

(尾崎水道局長)

今回の事案は、架空の工事に公金を支払ったという事実に関しては既に認定できているのではないか。そこを警察に委ねなければならない理由は何なのか、市としての認識を教えてください。

金品を受け取っていたり、キックバックしてもらっていたりといったニュースは聞かすが、その部分の捜査は警察の範疇であるが、事実認定自体は市としてできるはずではないか。

(助川議会事務局長)

報道提供をすぐにすべきという意見が議会の中でも出ている。事実認定すべき部分は確実にすべき。

(尾崎水道局長)

もちろん報道提供も大事かもしれないが、大事なのは市としてどういう認識まで到達しているのかということ。工事を実施していないという認識があるのに、支払をしていたか否かは、警察が判断するものではなく、当事者間で判断すること。その認識合せをしなければならないのでは。

(市長)

今の指摘のとおり、市が騙されて、完了届と請求書が届いたので支払ってしまったのか、または、担当職員が知りながら支払ったのかは、きちっと確認をしなければならない。そういった一連の確認が取れた段階で、発表すべきではないかと考えている。

(尾崎水道局長)

その休んでる職員には連絡はつくのか。まだ連絡していないのか。

(高橋教育部長)

連絡をつけることはできるが、まだ連絡はしていない。

(助川議会事務局長)

全員説明会でも話があったと思うが、初動対応は大事。その担当者から、何も意見を聞いてないということは、市の対応としてよろしくないのでは。

(西岡総務部長)

昨日、警察に相談した際、[REDACTED]

